

## ○指導計画の作成と内容の取扱いについて配慮することはどのようなことか。

### 1 指導計画作成上の留意点

- (1) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。
  - ・〔共通事項〕をよりどころとして、表現と鑑賞の相互関連を図った題材の指導計画を作成したり、歌唱、器楽、創作の相互関連を図った題材の指導計画を作成したりする。
- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)、(3)及び「B鑑賞」の(1)の指導については、それぞれの特定の活動のみに偏らないようにすること。
- (3) 第2の各学年の内容については、生徒がより個性を生かした音楽活動を展開できるようにするため、表現方法や表現形態を選択できるようにするなど、学校や生徒の実態に応じ、効果的な指導ができるよう工夫すること。
- (4) 第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。
  - ・道德教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにする。

### 2 内容の取扱いと指導上の留意点

- (1) 歌唱の指導については、次のとおり取り扱うこと。
  - ア 各学年の「A表現」の(4)のイの(ア)の歌唱教材については、以下の7曲の共通教材の中から各学年ごとに1曲以上を含めること。  
「赤とんぼ」、「荒城の月」、「早春賦」、「夏の思い出」、「花」、「花の街」、「浜辺の歌」
  - イ 変声期について気付かせるとともに、変声期の生徒に対しては心理的な面についても配慮し、適切な声域と声量によって歌わせるようにすること。
  - ウ 相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。
- (2) 器楽の指導については、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、和楽器の指導については、3学年間を通じて1種類以上の楽器の表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫する。
  - ・生徒が実際に演奏する活動を通して、音色や響き、奏法の特徴、表現力の豊かさや繊細さなどを感じ取れるようにする。
- (3) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮すること。
- (4) 読譜の指導については、小学校における学習を踏まえ、 $\sharp$ や $\flat$ の調号としての意味を理解させるとともに、3学年間を通じて、1 $\sharp$ 、1 $\flat$ 程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること。
- (5) 創作の指導については、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。
- (6) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、指揮などの身体的表現活動も取り上げるようにすること。
- (7) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。
  - ア 生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり、他者の意図に共感したりできるようにするなどコミュニケーションを図る指導を工夫すること。
  - イ 適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めたり、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせたりするなど、生徒が音や音楽と生活や社会とのかわりを実感できるような指導を工夫すること。また、コンピュータや教育機器の活用も工夫すること。
  - ウ 音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。
- (8) 各学年の〔共通事項〕のイの用語や記号などは、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(6)に示すものに加え、生徒の学習状況を考慮して、次に示すものを取り扱うこと。

